**ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付・返還の手引き**

**社会福祉法人　宮城県社会福祉協議会**

提出書類等一覧（貸付契約期間における共通事項）

１　申請時

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出する事由等 | 提出書類 | 様式等 | 備　　考 |
| 貸付を受けようとする時 | □貸付申請書 | 様式第1号 |  |
| □ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報取扱同意書 | 様式第２号 |  |
| □借用証書兼誓約書 | 様式第5号 | ※決定通知後 |
| □口座振込依頼書 | 様式第6号 | ※決定通知後 |

（添付書類）

□・給付金支給決定の写し

□・申請者及び連帯保証人の世帯全員の住民票

□・入学準備金申請の場合：在学証明書

□・就職準備金の場合：修了証書、資格取得を証明するもの

２　変更等があったとき

（本人又は保証人について、氏名、住所、電話番号、連絡先が変わったとき。または死亡または心身の故障があったとき。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式等 | 備　　考 |
| □異動届 | 様式第13号 |  |

（添付書類）□・氏名変更または死亡の場合　戸籍謄本

□・住所変更の場合　世帯全員分の住民票

（保証人を変更するとき）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式等 | 備　　考 |
| □保証人変更願 | 様式第７号 |  |

（本人の勤務先の変更があったとき）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式等 | 備　　考 |
| □就業先変更届 | 様式第12号 |  |

（添付書類）□・在職証明書

３　退学または退職したとき

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式等 | 備　　考 |
| □（退学したとき）退学届※他の養成機関に在学の場合は、様式第21号を併せて提出 | 様式第10号 | 養成機関の代表の証明の上 |
| □（退職したとき）離職届出書 | 様式第11号 | 勤務先による証明の上 |

【在学中必要な手続き】－入学準備金借受者－

１　毎年度（４月１日時点及び１０月１日時点）

□　修学状況等報告書（様式第８号）を当該月の末日までに提出

　　　※養成機関指定の「在学証明書」でも可。

２　休学、停学、留年又は復学した場合

□　修学状況等報告書（様式第８号）をその都度提出

　　　※養成機関の証明の上

３　貸付解除となる（解除を申し出る）場合

・貸付を受けたが、中途で退学する場合

・貸付を受けたが、目的を達成する見込みがなくなった場合

　（資格を要する業務に従事する意思がなくなったなど）

□　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届（様式第１６号）を提出

　⇒辞退届の提出を受け、県社協より「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還開始通知書」（様式第１９号）を送付し（貸付解除）、これに基づき期限までに返還していただきます。

※ただし、引き続き同一の養成機関又は他の養成機関において修学する場合は、「訓練促進資金返還猶予届出書」（様式第２１号）及び在学証明書を提出してください。

【養成機関修了後、必要な手続き－①】

－入学準備金借受者、就職準備金借受（貸付申請）者－

◇養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から１年以内に宮城県内において当該資格が必要な業務に従事した場合には返還が猶予され、さらに５年間引き続きその業務に従事した場合には、当該資金の返還免除を受けることができます。

１　修了後の手続き

□　すみやかに修了証書の写しを提出してください。

　※資格を取得した場合

□　資格取得を証明する書類を提出してください。

※就職準備金の申請をする場合は、「高等職業訓練促進資金貸付申請書」（様式第１号）に申請時必要な書類（前記参照、上記の書類を含む。）を添えて申請してください。

（取得した資格が必要な業務に従事した場合）

（引き続き又は他の養成機関で修学）

次の書類を提出

□　在学証明書

□　訓練促進資金返還猶予届出書

　（様式第２１号）

次の書類を提出

□　就業状況報告書（様式第９号）

（当該様式と同内容の記載のある在職証明書又は勤務状況証明書でも可）

□　訓練促進資金返還猶予申請書

　（様式第２２号）

⇒県社協において、猶予の可否を審査し、お知らせします。

「訓練促進資金返還猶予決定通知書（様式第２３号）⇒返還の猶予

　 　　「訓練促進資金返還猶予不承認決定通知書（様式第２４号）⇒返還

以下、返還が猶予されている期間中、必要な手続き

毎年度４月１日及び１０月１日時点

【在学中必要な手続き】に同じ

□　就業状況報告書（様式第９号）を

当該月の末日までに提出

（当該様式と同内容の記載のある在職証明書又は勤務状況証明書でも可）

【養成機関修了後、必要な手続き－②】

－入学準備金借受者、就職準備金借受者－

１　修了後の手続き

※１　養成機関を修了し、資格取得後１年以内に就職できなかった場合

※２　養成機関を修了したが、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合

※１の場合

　→「未就職報告書」（様式第１４号）を提出

　　→報告書の提出を受け、県社協から「返還開始通知書」を送付。

　　　返還を開始していただきます。

※２の場合

　→「未就職報告書」（様式第１４号）

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書」（様式第２２号）

を提出してください。

　　→上記の提出を受け、次年度の受験の意思があると認められる場合には、１年間を限度に返還が猶予されます。（県社協より猶予決定の通知を送付。）

　　※それでもなお、資格が取得できなかった場合や取得しても１年以内に就職（資

格を必要とする業務への従事）ができなかった場合には、返還を開始していただくこととなります。

＜業務従事期間とみなす求職活動の扱いについて＞

◇養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から１年以内に宮城県内において当該資

格が必要な業務に従事して離職した場合に、再就職のために求職活動を行っている場合は、最長１年間に限り、求職期間中も継続して就業している（業務従事期間に参入）とみなされる場合がありますので、ご相談ください。

注）「５年間引き続き業務に従事したとき」の扱い

・・・「５年間引き続き」とは、同一の企業等で５年間離職することなく、業務に従事する場

合に限られるものではなく、次の場合も「５年間引き続き業務に従事」しているものと

みなすこととします。

1. 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合：求職期間中も、継続

して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期

間を継続して就業しているものとみなすのは、最長１年間とする。

なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合を言う。

ア 月１回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に２回以上行っている場合

・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労

働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等

・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求

人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企

業説明会等

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計

画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施

設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

※なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとします。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後

に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。

ただし、当該期間は業務従事機関には算入しません。（その他やむを得ない事由は、就業

を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）

 ③雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期

間に算入することとします。